

D X ・ G X時代を担う専門・中核人材戦略センター事業 助成金交付要綱

令和 5 年 6 月 13 日付 5 東し企雇第 1096 号
改正 令和 6 年 3 月 8 日付 5 東し企雇第 5441 号
改正 令和 7 年 3 月 27 日付 6 東し企企第 1753 号

(通 則)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という。）が実施する D X ・ G X時代を担う専門・中核人材戦略センター事業助成金（以下「助成金」という。）の適正な執行を図るために必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 本助成金は、東京都内に事業所のある中小企業等が人材戦略マネージャーによる企業訪問及び連携人材有料サービス事業者と連携したマッチング支援を受け、専門・中核人材をフルタイム（正規雇用等）又は副業・兼業として採用等した場合に要する経費の一部を助成することにより、産業構造の転換に中小企業等が柔軟に対応できるよう後押しし、都内経済の持続的発展につなげていくことを目的とする。

(定 義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 中小企業等とは、企業全体で常時雇用する従業員の数が 300 人以下の企業、個人事業主、特定非営利活動法人（N P O 法人）等をいう。
- (2) 連携人材有料サービス事業者とは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条に規定する有料職業紹介事業の許可を受けた事業者であって、財団に登録したものをいう。
- (3) 専門・中核人材とは、中小企業等の経営課題解決のために必要な専門知識、経験を有する者又は中核的な役割を担う者をいう。
- (4) 助成事業者とは、助成金の交付申請を行い、財団理事長から交付決定を受けたものをいう。
- (5) フルタイム（正規雇用等）とは、次のア及びイをいう。

ア 次の（ア）から（エ）までの全ての要件を満たす雇用契約に基づき業務に従事する者（従業員）

（ア）期間の定めのない労働契約を締結していること。

（イ）助成事業者が直接雇用すること。

（ウ）1 週間の所定労働時間が、同一の事業主に雇用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間と同一のものとして雇用すること（以下、「フルタイム勤務」という。）

（エ）同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法、支給形態、賞与、退職金、休日及び定期的な昇給や昇格の有無等の

労働条件について、長期雇用を前提とした待遇を適用すること。

イ 委任契約等に基づき事業に従事する役員等（取締役・執行役員・顧問）

（６）副業・兼業とは、専門・中核人材と就業期間が３か月以上の雇用契約又は業務委託契約等を締結した上で、フルタイム勤務以外で業務に従事させることをいう。

（７）採用等とは、助成事業者が専門・中核人材と双方の合意に基づく雇用契約、委任契約又は業務委託契約（契約の内定を含む。以下同じ。）等を締結し、就業等を開始させることをいう。

（８）人材紹介手数料とは、助成事業者が連携人材有料サービス事業者に対し、専門・中核人材の採用等のために支払う人材紹介に係る成功報酬型（成果報酬型）の手数料をいう。

（助成対象事業者）

第４条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象事業者」という。）は、次の各号を全て満たす者をいう。

（１）ＤＸ・ＧＸ時代を担う専門・中核人材戦略センター事業における人材戦略マネージャーによる企業訪問実施要領第２条に規定する支援対象者資格を引き続き満たすこと。

（２）同一テーマ・内容で、財団、国、都道府県、区市町村等から助成等を受けていないこと。

（３）本助成金の同一年度の申請は、一中小企業等につき１件であること。

（４）過去に財団より本助成金の交付を受けている者は、就業等の状況報告書等を所定の期日までに提出していること。

（５）東京都及び財団に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

（６）申請日までの過去５年間に、財団、国、都道府県、区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていないこと。

（７）東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成３１年３月１９日付３０総行革監第９１号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。

２ その他、財団理事長（以下「理事長」という。）が適当でないと判断した場合は本助成金の対象外とすることができる。

（助成対象事業）

第５条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）とは、別に定めるＤＸ・ＧＸ時代を担う専門・中核人材戦略センター事業における人材戦略マネージャーによる企業訪問により人材ニーズ連絡票を作成し、連携人材有料サービス事業者と連携したマッチング支援により、専門・中核人材を採用等する取組とする。

２ 採用等する専門・中核人材は、助成対象事業者の役員等（取締役・監査役・執行役員・顧問）の３親等以内の親族でないこと。

３ 本社又は主たる事業所が東京都内でない中小企業等においては、専門・中核人材を東京都内の事業所で勤務させることを条件に採用等する取組であること。

(助成対象経費)

第6条 助成対象経費は、別表1のとおりとし、同一年度で専門・中核人材のフルタイム（正規雇用等）又は副業・兼業いずれか1名を限度とする。

2 前項の助成対象経費には消費税額及び地方消費税額は含まれないものとする。

(助成率、助成限度額及び助成金の額)

第7条 助成率及び助成限度額は、別表1のとおりとする。

2 助成金の額は、前条の助成対象経費に前項の助成率を乗じて算出した額（算出した助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と助成限度額とを比較して少ない方の額とする。

(助成対象期間)

第8条 助成対象事業は、原則、別に定める実施期間内に完了させなければならない。

(交付申請)

第9条 助成金の交付申請を行う助成対象事業者は、助成金交付申請書（フルタイム（正規雇用等））（様式第1-1号）又は助成金交付申請書（副業・兼業）（様式1-2号）に、申請に係る誓約書（様式1-3号）及び別途定める必要な書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 助成金の交付申請を行う助成対象事業者は、入社日の10営業日前までに提出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると理事長が認めた場合は、前項に規定する期限後においても交付を申請できるものとする。

4 前項の規定により交付を申請しようとする助成対象事業者は、申請期限後交付申請兼事前着手理由書（様式第2号）を助成金交付申請時に理事長に提出するものとする。

(助成事業の事前着手)

第10条 入社及び支出は、原則として交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、やむを得ない理由があると理事長が認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により交付決定前に事業に着手しようとする助成対象事業者は、申請期限後交付申請兼事前着手理由書（様式第2号）を理事長に提出するものとする。

(交付決定)

第11条 理事長は、第9条及び第10条により助成金交付申請書等を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは助成金の交付を決定し、助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）に対し、助成金交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに通知するものとする。

2 理事長は、前項の交付の決定に当たり、助成事業者に対し必要に応じて条件を付すことができる。

3 第1項の助成金の交付の決定は予算の範囲内で行う。

(申請の取下げ及び事情変更による交付決定の取消し)

第12条 第9条及び第10条に基づき、助成金の交付申請を行った助成対象事業者が、前条の助成金交付決定通知書(様式3号)の交付を受ける前に、助成金交付申請を取り下げの場合は、取下げ届(様式第4-1号)を理事長に提出しなければならない。

2 助成事業者は、前条第1項の交付決定の内容又は前条第2項のこれに付された条件に不服があることにより、助成金交付の申請を取り下げようとするときは、助成金交付決定通知書を受けた日から14日以内に、辞退届(様式第4-2号)を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、助成金交付決定後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部取消又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成金の交付決定を受けた助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

4 理事長は、前項の規定による交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に要する経費について、助成金を交付することができる。

5 理事長は、第3項の措置を執った場合は、その内容及び条件等を助成事業者に通知するものとする。

(助成事業の内容変更等)

第13条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更・中止承認申請書(様式第5号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 第9条第1項の助成金交付申請書に記載する助成事業計画の内容を著しく変更しようとするとき。

(2) 助成事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 理事長は、前項の承認には必要に応じて条件を付すこと又はこれを変更することができる。

3 助成事業者は、助成事業者の名称、所在地、代表者、印鑑等の重要な変更をしたときは、変更届(様式第6号)を速やかに理事長に提出しなければならない。

(遅延等の報告)

第14条 助成事業者は、助成事業を申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに遅延・事故報告書(様式第7号)を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行命令)

第 15 条 理事長は、助成事業者が提出する報告、報告に基づく調査等により、その助成事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従い遂行されていないと認める場合は、助成事業者に対し、これに従って助成事業を遂行するよう命じることができる。

2 助成事業者が前項の命令に違反したときは、理事長はその者に対し当該助成事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第 16 条 助成事業者は、助成事業が完了したときは実績報告書（様式第 8 号）及び関係書類を速やかに理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第 17 条 理事長は、前条の規定により提出された実績報告書を受領したときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行う。その結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付する助成金の額を確定し、当該助成事業者に確定通知書（様式第 9 号）により通知する。

(是正のための措置)

第 18 条 理事長は、前条の規定による調査の結果、助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業者にこれに適合させるための措置を命じることができる。

(助成金の支払)

第 19 条 助成事業者は、助成金の支払を受けようとするときは、助成金請求書兼口座振替依頼書（様式第 10 号）（以下「請求書」という。）を理事長に提出しなければならない。

2 助成金の支払は前項で提出した請求書に従い支払うこととする。

(就業等の状況報告)

第 20 条 フルタイム（正規雇用等）として採用した助成事業者は、採用者について、入社後 6 か月を経過する日現在の就業等の状況を就業等の状況報告書（様式第 11 号）により、速やかに理事長に報告しなければならない。

2 フルタイム（正規雇用等）として採用した助成事業者は、採用者が入社後 6 か月以内に退職（解雇、辞任等を含む。）したときは退職報告書（様式第 12 号）により、速やかに理事長に報告しなければならない。

3 理事長は、前項の場合及び兼業・副業として採用した者が退社等した場合において、助成事業者が連携人材有料サービス事業者から人材紹介手数料の返還を受けたときは、当該返還を受けた人材紹介手数料のうち助成金相当額の返還を命じることができる。

(交付決定の取消し)

第 21 条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。なお、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等について公表を行うことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。
- (4) 廃業及び倒産等により助成事業の実施が客観的に不可能となったとき。
- (5) 助成事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (6) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (7) その他の助成金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又は要綱等に基づく命令に違反したとき。
- (8) その他、理事長が助成事業者として不適切と判断したとき。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

(助成金の返還)

第 22 条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定の取消しを行った場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第 23 条 理事長は、第 21 条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（一部を納付した場合、その後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満は除く。)を納付させることができるものとする。

2 前条の規定により助成金の返還を命じられた者が、納期日までに助成金を納付しなかったときは、理事等は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満は除く。）を納付させることができるものとする。

3 理事長は、前 2 項の場合において助成事業者の責に帰さない事由によるものと認めるときは、東京都と協議の上、違約加算金及び延滞金を免除又は減額することができるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項に定める年当たりの割合は、365 日（閏年の日を含む。）当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 24 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 25 条 第 23 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(助成金の経理等)

第 26 条 助成事業者は、助成事業に係る収支を記載した帳簿を設けて収支関係書類及び他の関係書類を整理し、かつ助成事業を完了した年度の翌年度から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

(職員の調査)

第 27 条 理事長は、助成事業者に対し、助成事業の実施状況、助成金の収支及び助成金に係る帳簿書類等について、立ち入り調査をし、報告を求めることができる。

2 理事長は、助成事業中及び完了後においても、助成事業者の事業所その他必要な場所に立ち入り、当該助成事業に係る状況について必要な調査を行うことができる。

(助成事業の公表と成果の発表)

第 28 条 理事長は、助成事業者の名称、所在地、代表者名等を公表することができる。

2 理事長は、必要があると認めるときは、助成事業の成果を公表し、また助成事業者に発表させることができるものとする。

(委任等)

第 29 条 助成対象事業者は、第 9 条から第 20 条に定める申請企業等が行うべき事項に係る手続きを、交付申請書類提出時における委任状（様式第 13 号）の添付をもって、代行させることができる。

(その他)

第 30 条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、理事長が別に定める。

(J グランツによる申請等)

第 31 条 次の各号に掲げる助成金に係る手続きについては、デジタル庁が提供する J グランツを使用する方法により行うことができる。

(1) 第 9 条の規定に基づく助成金の交付申請

(2) 第 9 条及び第 10 条の規定に基づく申請期限後交付申請兼事前着手理由書の提出

- (3) 第 11 条の規定に基づく助成金の交付決定の通知
- (4) 第 12 条の規定に基づく取下げ届及び辞退届の提出
- (5) 第 13 条の規定に基づく変更・中止承認申請書及び変更届の提出
- (6) 第 14 条の規定に基づく遅延・事故報告書の提出
- (7) 第 16 条の規定に基づく実績報告書の提出
- (8) 第 17 条の規定に基づく助成金の額の確定の通知
- (9) 第 19 条の規定に基づく助成金の支払の請求
- (10) 第 20 条の規定に基づく就業等又は退職の報告

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 第6条・第7条関係

	【フルタイム（正規雇用等）】	【副業・兼業】
助成対象経費	助成事業者が連携人材有料サービス事業者に対し、専門・中核人材の採用等のために支払う人材紹介に係る成功報酬型（成果報酬型）の手数料をいう。なお、消費税及び地方消費税額は含まないものとする。	
助成率	2分の1	3分の2
	※ 上記の助成率を乗じて算出した助成金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。	
助成限度額	100万円	50万円